

## 共通仕様書（土木工事編Ⅰ）新旧対照表

現行条文		改訂条文	
編章節条	旧条文構成	編章節条	新条文構成
2-1-1-1	<p>第1節 適用</p> <p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。</p>	2-1-1-1	<p>第1節 適用</p> <p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。</p>
		2-1-2-1	<p>第2節 県内産製品の優先使用</p> <p><u>受注者は、工事に使用する資材等について、規格、品質、価格等が適当である場合、県内産製品の優先使用に努めるものとする。</u></p> <p><u>県内産製品とは、以下のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>(1) 県内で産出、生産、製造又は加工された建設資材または製品等。</u></p> <p><u>(2) 県内に本社・本店を置く取扱業者から調達した建設資材または製品等。</u></p>
2-1-2-10	<p>第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）</p>	2-1-3-1	<p>第3節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）</p> <p>（条文） 改訂無し</p>